

議案第一号

港区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区情報公開条例の一部を改正する条例

港区情報公開条例（平成元年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第二項中「処分」を「処分又は公開の請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を行わなければならない」を「裁決をしなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「処分」を「処分又は公開の請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「却下するとき」の下に「及び裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部の公開をするとき」を加え、「遅滞なく、」を「速やかに、港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）第一条に規定する」に、「決定を行わなければ

ならない」を「裁決をしなければならぬ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条例の規定による処分又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

#### 付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区情報公開条例第十条の規定は、この条例の施行の日以後になされた実施機関の処分又はこの条例の施行の日以後になされた公開の請求に係る実施機関の不作為に係る審査請求について適用し、同日前になされた実施機関の処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

#### （説 明）

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行を踏まえ、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。